

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「第3条」を「別表第1」に、「MN17号系統若しくはMN205～MN204号系統」を「均一系統」に改め、「運賃は、」の右に「自動車運賃規程第2条第2項に定める」を加え、「利用する場合は、自動車運賃規程」を「利用する場合は、同規程」に、「MN17号系統又はMN205～MN204号系統」を「深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める均一系統」に、「利用する場合は、深夜に運行する路線に関する規程」を「利用する場合は、同規程」に改める。同号イ中「第3条に定めるMN特西3号系統」を「別表第1に定める調整系統」に改め、「運賃は、」の右に「自動車運賃規程第2条第2項に定める」を加え、「利用する場合は、自動車運賃規程」を「利用する場合は、同規程」に、「(特定割引用ICカードを使用した場合に限り。）」とし、「MN特西3号系統」を「(特定割引用ICカードを使用した場合に限り。）」とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統」に、「利用する場合は、深夜に運行する路線に関する規程」を「利用する場合は、同規程」に改める。

附 則

この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。

(交通局企画総務部営業調査課)